

新型コロナウイルス・パンデミックに対する行動計画 (感染拡大防止措置と事業継続体制について)

1. 行動計画の目的

本行動計画は、新型コロナウイルスのパンデミック（大流行）時においても、当社従業員等への感染拡大防止の徹底と得意先等取引先への安定した製品等の供給責任を果していくための事業場の安定維持対策につき、当社が行うべき対応の的確かつ迅速な実施を果すことを目的とする。

なお、新型コロナウイルスのパンデミックは、かならずしも予測するような展開をするものでなく、流行する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢変化等を踏まえて本行動計画は随時見直し、必要に応じて修正を加える。

2. 危機管理体制の整備

(1) 体制の整備（危機管理委員会の設置）

新型コロナウイルス流行前並びに流行時に、的確かつ迅速な対応をはかるための危機管理体制を整備する。

(2) 新型コロナウイルス流行前の対応

「危機管理委員会設置準備窓口(富士紡ホールディングス総務部)」は新型コロナウイルスのパンデミックに備え、緊急連絡体制の整備、情報の収集・周知、新型コロナウイルス流行時の対策の策定・準備を行う。

(3) 新型コロナウイルス流行時の対応

① 危機管理委員会の設置

国内外および社内での感染状況等を勘案し、「危機管理委員会」を設置する。なお、委員会は社長を委員長とし、社外取締役を除く役員・執行役員がその委員にあたる。また、委細対策周知・実施に当たっては「危機管理事務局(富士紡ホールディングス総務部)」を窓口とする。

② 危機管理委員会の運営

「危機管理委員会」が設置された場合には、情報の一元化、業務の効率化の面から対策活動に関する業務は、危機管理事務局のもとで行う。

3. 情報収集・周知

(1) 新型コロナウイルス流行前の対応

- 国内外の新型コロナウイルス流行状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体の発する情報資料並びにホームページ等から入手するとともに、業界団体、関係企業との適切な情報交換を行う。
- 平常時より従業員又はその家族、並びに得意先との情報連絡経路を明確化しておく。

- 得られた情報は、必要に応じて、行動計画や対策の見直しに役立てるとともに、対応方針と併せて従業員等に迅速かつ的確に周知する。

(2) 新型コロナウイルス流行時の対応

- 国内外新型コロナウイルス感染状況等に関する情報を(1)と同様、信頼のおける機関、ルートから入手するとともに、適切に情報交換を行う。
- 得られた情報は、対応方針と併せて、従業員等に迅速かつ適切に周知する。
- 従業員の罹患及び従業員の家族・友人等の罹患については、迅速に正確に上長を經由して危機管理委員会に報告し感染拡大（クラスター）防止策を実施する。

4. 従業員等への感染予防および事業場内での感染拡大防止のための措置

(1) 新型コロナウイルス流行前の対応

①特別業務管理の設定

流行が予想される場合、予め感染拡大防止のため、従業員の業務・行動の規制・指針等、周知すべき項目を特別業務管理の項目として設定する。

- 従業員の業務規制・指針：出勤形態、出退勤時間・国内外出張、海外赴任、会議・会合、
飲食

- 事業場内規制・指針：手指の消毒、体温測定、喫煙所の使用、トイレ洗面所の使用・更衣室の使用

ただし、特別業務管理については、全社一律ではなく、各事業場について、所在する自治体の感染状況、また、製造ライン・非製造ラインで感染対策方法は異なるため、それぞれの事業場に応じた特別業務管理を設定する。

②特別勤怠管理の設定

特別勤怠管理に該当する場合を下記の通り設定し、通常の従業員の勤怠管理と区別する。

- 罹患者となった場合
- 同居の家族が罹患者となった場合
- 保健所から濃厚接触者と認定された場合
- 濃厚接触者の認定がない又は認定されなくても危機管理委員会が感染拡大の恐れがあると認めた者（指定感染予防対象者）
- 部署毎に感染のリスクを考慮し自主的に感染予防対策をとる者（一般感染予防対象者）
- ワクチン接種を受ける者、また、接種したことにより副反応が発生又は発生の恐れがある者
- 医師から感染の疑いを指摘された者

③罹患者が発生した場合のマニュアルを作成する。

（罹患発生措置マニュアル）

④感染予防対策備品の整備

マスク、消毒用アルコール、自動検温機器の設置、PCR 検査キット等、感染予防、感染拡大防止のための物品を備蓄する。

(2) 新型コロナウイルス流行時の対応

①特別業務管理の実施

○設定された特別業務管理について、国内感染状況に応じて規制・指針を決定・改訂し、表など見やすい形式で周知徹底し実施する。

②特別勤怠管理の実施

○厚労省の基準・指針などを参考に内容を決定・改定し、また保健所の指示等の状況に合わせ、危機管理委員会が該当者の勤怠管理を決定する。

③特別業務管理・特別勤怠管理の内容を改定の都度、産業医の意見を参考にする

④マスク・消毒用アルコール等を従業員に配布。感染の疑いのある者への PCR 検査等の検査キットの配布を実施する

⑤罹患者が発生した場合

○各事業場で作成された、罹患者発生措置マニュアルに基づき、事業場内消毒、各署・取引先等へ罹患者発生の連絡を実施する。

○必要に応じて接触者の PCR 検査を実施する。

また発生状況をホームページにて公表する。

⑥罹患者支援：必要に応じて食料送付等の罹患者支援を実施する

5. 新型コロナウイルスパンデミック時の事業継続（BCP）体制

(1) 新型コロナウイルスパンデミック前の対応

①優先業務の選定

○初期の「ヒトーヒト感染」流行からパンデミックまでの間に、整備すべき事項を予め抽出し、初期流行時に迅速に実施できるようにしておく。

○新型コロナウイルスパンデミック時、従業員並びにその家族の安全・生活確保を前提とした上で、得意先等への製品等の安定供給に最低限必要な業務等について予め検討し、実施体制等の条件を整備する。

②要員・代行者の選定

○事業継続のため一定期間、一定の要員制限を想定の上で、生産確保の要員体制を検討する。

○製造物流部門・営業部門・間接(バックオフィス)部門毎に最低限度の業務を中心に、責任者の欠勤に備えた代行者の順位の決定と周知を行う。

○製造部門においては、製品等の安定供給に必要な最低限度の業務を中心に、流行時のための他事業場への応援要員の選定を行う。

③作業環境・協力体制の整備

○交替番制・チーム制等を実施している事業場は、安定供給に必要な最低限度の業務に絞り、1チームあたりの人数をできる限り減らしチーム数を増やす等の編成を検討する。

○営業、製造部門では、協力して迅速に顧客・ユーザーと情報交換し、安定供給のため、予測される限りの在庫の積み増しを検討する。

○必要に応じ、グループ会社内の事業場間、または近隣する事業場間での物流・資機材調

達等の協力体制を整備する。

○物流の確保、資材の搬入、協力会社との協力対応等につき、新型コロナウイルス流行時の対応等を必要に応じ確認し、連携について情報交換を行う。

○営業部門においては、顧客への訪問ができなくなることを想定し、メール、WEB 会議等を利用できるよう、IT 環境・テレワーク環境を整備する。

○間接部門においては、テレワークの整備をするとともに、流行時に事業場間又は部署間で業務移譲・補助ができる体制を整える。

(2) 新型コロナウイルスパンデミック時の対応

①優先業務の実施

○新型コロナウイルスパンデミック時においても、安全確保を前提に製品の安定供給に最大限努力する。このため、予め抽出した製品の安定供給に最低限必要な業務等について、危機管理委員会は必要に応じ、実施状況、要員、資機材の不足状況等を把握し、当社グループ一体での調整など対策を実施する。

②要員の確保

○事業継続のために必要な要員の欠勤状況に応じ、事業場間応援等にて交替・補助員の確保を実施する。

○安定供給に最低限必要な業務を中心に、責任者の欠勤に応じた代行者の発動を行う。

③作業環境・協力体制の運営・情報の提供

○製造部門においては、事前に検討されたチーム・交替番などの編成替えを実施する。

○営業、製造部門では、事前に得た顧客・ユーザーからの情報をもとに、必要に応じて製品在庫の積み増しを実施する。

○営業部門においては、IT 環境・テレワーク環境を利用した顧客・ユーザーへの対応を実施する。

○間接部門においては、テレワークの実施の他、作業停滞部署への補助を開始する。

○必要に応じ、グループ会社内の事業場間、または近隣する事業場間での物流・資機材等の支援を実施する。

○物流の確保、資材の搬入、協力会社との協力対応等につき、新型コロナウイルス流行時の対応状況等を必要に応じ確認し連携を進める。また、必要に応じて、原料・資材の在庫の積み増しを実施する。

以 上